

## 環境省第4次レッドリスト見直しに伴う貴重な動植物の環境保全措置について

平成24年8月に環境省から第4次レッドリストの見直しが公表されたことに伴い、上関地点の発電所建設計画において、新たに評価が必要となった貴重な動植物（全19種）の環境保全措置を取りまとめるとともに、評価を行った。

その結果、環境影響評価書等に記載の環境保全措置を確実に実施することにより、同動植物への影響を回避又は低減が図られるものと考えている。

### 1. 陸生生物

#### (1) 対象種 5種

〔昆虫類：クダモノコブムシ、クマノハバチ、キジウスキヨトウ、コガムシ〕  
〔爬虫類：タマシジキ〕

#### (2) 主な環境保全措置

##### a. 工事中

- ・ 工所用機械は低騒音型を選定するとともに、同機械から排出ガスを集中的に排出しないように工事量の平準化を図る。
- ・ 土地の形状変更及び樹木の伐採においては、工事再開前に可能な範囲で作業区域内の貴重な動植物の事前確認を実施する。なお、発見した場合は必要に応じ専門家の指導を踏まえ、同様の生息環境へ移動させる等の適切な保全措置を講ずる。また工事関係者が貴重な動植物を発見した場合は、貴重種ハンドブックに記載の注意事項に基づき、適切な措置を講ずる。

##### b. 運転開始後

- ・ 土地の改変面積及び樹木の伐採範囲を必要最小限にとどめ、極力既存植生の保存に努める。改変区域の緑化にあたって、原則として既存の樹木構成種を用いる。
- ・ 主要な機器は建物内に設置し、また低騒音型ポンプの採用や防音カバー等の設置に努める。
- ・ 車両運行に関し、ロードキルや動物移動経路分断等の防止を図るため、取付道路の大部分はトンネル構造とする。

### 2. 海生生物

#### (1) 対象種 14種

〔貝類：イシガイ、ウロコガイ科、ユウカイハカグリ属、オキミガイ科、ヒナミルガイ、ホヅキ、スジウネリチョウジガイ、クイロコミガイ、ヤマホトギス、サクラガイ、ウズサクラ、バラフマテ、キヌタガイ〕  
〔植物：トサカリ〕

#### (2) 主な環境保全措置

##### a. 工事中

- ・ 護岸基礎の捨石投入や浚渫工事などの海域工事にあたっては、汚濁拡散防止枠（汚濁拡散防止膜付き）の中で作業を行い、水質監視を十分に行いながら進める。
- ・ 陸域工事などに伴う排水については、沈澱池を設置し、砂や泥を沈殿させた後、上澄み水を排水する。
- ・ 埋立工事施工区域においては、工事再開前に可能な範囲で作業区域内の貴重な動植物の事前確認を実施する。なお、確認した場合は必要に応じ専門家の指導を踏まえ適切な保全措置を講ずる。また工事関係者は、貴重種ハンドブックに記載の注意事項に基づき、適切な措置を講ずる。

##### b. 運転開始後

- ・ 冷却水は北側から低流速で深層取水し、復水器設計水温上昇値を7℃とし、南側沖合100mに設ける放水口水深約17mから水中に放水する。
- ・ 埋立護岸基礎及び放水管基礎に設ける捨石帯等に海藻類が着生しやすい掘削岩を用いることにより、新たな生育基盤が形成され代償効果が期待される。